○防衛省告示第六十五号

海上自衛隊の使用する船舶の信号符字の取消しを次のとおり告示する。

平成二十九年四月十日　防衛大臣　稲田　朋美

信号符字	番号	名称	取消年月日
JSRS	144	くらま	平成二十九年三月二十二日

○関東地方整備局告示第百七十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十日　関東地方整備局長　大西　亘

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市北国分二丁目二六一三番三から同市北国分二丁目二六一〇番七まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所
〃	市川市北国分三丁目三三六六番一地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃
〃	市川市国分七丁目一五〇七番二から同市国分七丁目一五〇七番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃
〃	市川市田尻五丁目二七六番一地先から同市田尻五丁目二五五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十九年四月十日

○関東地方整備局告示第百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十日　関東地方整備局長　大西　亘

一　道路の種類及び路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道二百九十八号	松戸市三矢小台一丁目一〇番五から市川市北国分一丁目二四五三番二まで	関東地方整備局及び同局首都国道事務所
〃	市川市北国分三丁目三三六六番一地内	〃
〃	市川市国分七丁目一五〇七番二から同市国分七丁目一五〇七番三まで	〃
〃	市川市田尻五丁目二七六番一から同市田尻五丁目二五五番一まで	〃

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年四月十一日

○関東地方整備局告示第百七十七号

荒川水系に係る指定区間外の一級河川高麗川について、昭和四十二年三月二十四日付けで告示された建設省告示第八百二十四号を次のように改める。

平成二十九年四月十日　関東地方整備局長　大西　亘

関係図面のうち、第七十四号図及び第七十五号図を次のように改める。

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局荒川上流河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

（図面省略）

○関東地方整備局告示第百七十八号

荒川水系に係る指定区間外の一級河川高麗川について、昭和四十七年九月十四日付け建設省告示第千六百三号で指定した河川予定地の区域を廃止する。

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局荒川上流河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

（図面省略）

平成二十九年四月十日　関東地方整備局長　大西　亘

○関東地方整備局告示第百七十九号

荒川水系に係る指定区間外の一級河川高麗川について、昭和四十八年九月二十六日付け建設省告示第二千八号で指定した河川予定地の区域を廃止する。

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局荒川上流河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

（図面省略）

平成二十九年四月十日　関東地方整備局長　大西　亘

○関東地方整備局告示第百八十号

荒川水系に係る指定区間外の一級河川高麗川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第五十四条第一項の区域を次のように指定する。

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局荒川上流河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年四月十日　関東地方整備局長　大西　亘

次の図面の黄色で着色した部分に該当する土地の区域

（図面省略）

附　則

河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十三条の規定により、河川保全区域の指定があったものとみなされた、昭和四十年三月三十一日付け埼玉県告示第二百二十号高麗川筋二の土地の区域は廃止する。

（図面省略）

○北海道開発局告示第九十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年四月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十日　北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百七十二号

(三)　占用を制限する区域　北海道釧路郡釧路町字別保一三二番二地先から同町字上別保原野東五線三四番三まで

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　平成二十九年四月十日

(七)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部